平成２９年（フ）第１４５７号
名古屋市中川区中島新町４丁目207番地　リバーサイド藤303号
債務者　神山　江一
1　決定年月日時　平成29年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１９２号
三重県松阪市五主町1216番地
債務者　服部　節子
1　決定年月日時　平成29年10月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月11日まで
津地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第１９５号
兵庫県高砂市米田町古新21番地の２
債務者　久保田浩章
1　決定年月日時　平成29年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月11日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第３８５号
兵庫県姫路市飾磨区下野田２丁目600番地３　パインヒル・コーナン２Ｂ
債務者　小林　由美
1　決定年月日時　平成29年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月11日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第３８６号
兵庫県姫路市飾磨区下野田２丁目600番地３　パインヒル・コーナン２Ｂ
債務者　大下　裕矢
1　決定年月日時　平成29年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月11日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第３８７号
兵庫県姫路市飾磨区下野田２丁目600番地３　パインヒル・コーナン２Ｂ
債務者　寺田　卓也
1　決定年月日時　平成29年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月11日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第４１５号
兵庫県姫路市安富町皆河460番地８
債務者　鶴谷　勇平
1　決定年月日時　平成29年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月11日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第１９５号
奈良県橿原市十市町871番地の４　恵ハイツ101号
債務者　西　　利彦
1　決定年月日時　平成29年10月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月11日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２９年（フ）第１９６号
奈良県橿原市十市町871番地の４　恵ハイツ101号
債務者　西　　美夏
1　決定年月日時　平成29年10月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月11日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２９年（フ）第５２４号
広島県東広島市志和町志和東2936番地
債務者　松岡　智子
1　決定年月日時　平成29年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月11日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第７１８号
広島市中区舟入南４丁目15番13―401号
債務者　濱邊美加子
1　決定年月日時　平成29年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月11日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１０８号
愛媛県西条市明屋敷563番地１　ホワイトハイツ18号
債務者　永易　伸吾（旧姓大原）
1　決定年月日時　平成29年10月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月11日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２９年（フ）第１６号
高知県安芸郡奈半利町乙284番地11
債務者　寺村　玲奈
1　決定年月日時　平成29年10月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月11日まで
高知地方裁判所安芸支部破産係

平成２９年（フ）第７１号
福岡県田川市大字夏吉706番地３　松嶋アパート、前住所福岡県田川郡川崎町大字池尻458番地の３
債務者　尾場三四志
1　決定年月日時　平成29年10月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月11日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２９年（フ）第３９０号
熊本県合志市須屋699番地１　パールレジデンス205号
債務者　中石麻裕子
1　決定年月日時　平成29年10月11日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月11日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第２６５号
宮崎市清武町加納甲2046番地２　エステートアカデミー108号
債務者　髙木　裕美
1　決定年月日時　平成29年10月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月11日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第２７３号
宮崎市矢の先町119番地　高江柄アパート205号
債務者　宮原たえ子
1　決定年月日時　平成29年10月11日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月11日まで
宮崎地方裁判所破産係